

呉市教育委員会議題
(令和6年6月28日定例会)

呉市教育委員会

令和6年6月28日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 報告第16号 呉市立小・中・義務教育学校施設の耐震化の状況について
- 4 報告第17号 令和5年度学校安全の状況について
- 5 教議第31号 呉市立呉高等学校時間講師任用規則の一部を改正する規則の制定について
- 6 教議第32号 令和7年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針について
- 7 教議第33号 令和7年度呉市立呉高等学校の入学者定員について
- 8 報告第18号 令和6年度教育費補正予算について
- 9 教議第34号 呉市立小学校，中学校及び義務教育学校通学区域審議会委員の委嘱又は任命について
- 10 教議第35号 呉市いじめ問題等調査委員会委員の委嘱について
- 11 教議第36号 呉市社会教育委員の委嘱について
- 12 教議第37号 呉市立図書館協議会委員の委嘱について

呉市立小・中・義務教育学校施設の耐震化の状況について

学校施設課

【R5.4.1現在】

区 分	全 体		内 訳 (棟)				
	校 数	棟 数	新耐震	旧 耐 震			
				A判定	B判定	C判定	優先度調査
小学校	34	122	53	65	2	2	0
中学校	24	101	57	44	0	0	0
義務教育学校	1	4	2	2	0	0	0
合 計	59	227	112	111	2	2	0
耐震化率	98.2%		223 (耐震棟数)		4 (未耐震棟数)		

令和5年度 施工内容

- ・坪内小学校校舎耐震補強工事 (令和5～6年度)
- ・宮原小学校仮設校舎建設 (令和6年5月使用開始)
- ・港町小学校仮設校舎建設 (港町小：未耐震棟数2棟)

【参考】 R6.4.1予定 (R5.4.1時点)



区 分	全 体		内 訳 (棟)				
	校 数	棟 数	新耐震	旧 耐 震			
				A判定	B判定	C判定	優先度調査
小学校	34	119	53	65	0	1	0
中学校	24	101	57	44	0	0	0
義務教育学校	1	4	2	2	0	0	0
合 計	59	224	112	111	0	1	0
耐震化率	99.6%		223 (耐震棟数)		1 (未耐震棟数)		

【R6.4.1現在】

区 分	全 体		内 訳 (棟)				
	校 数	棟 数	新耐震	旧 耐 震			
				A判定	B判定	C判定	優先度調査
小学校	34	120	53	65	0	2	0
中学校	24	101	57	44	0	0	0
義務教育学校	1	4	2	2	0	0	0
合 計	59	225	112	111	0	2	0
耐震化率	99.1%		223 (耐震棟数)		2 (未耐震棟数)		

令和6年度 施工予定

- ・坪内小学校校舎耐震補強工事
- ・宮原小学校仮設校舎建設 (令和6年5月使用開始)

宮原小学校の仮設校舎は既に完成し、本年5月10日から耐震性のない校舎は使用していないため、宮原小学校の耐震化は完了しています。

また、坪内小学校の耐震改修工事は予定どおり進捗しており、令和6年度末に公立学校施設の耐震化は100%になる見込みです。

令和5年度 学校安全の状況について

学校安全課

1 交通事故の状況

(1) 年度別発生件数

(単位：件)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
10	12	7	7	31

(2) 令和5年度状況別発生件数

(単位：件)

校種・ 時間帯 状況	小学校				中学校				呉高校				合 計
	登校時	下校時	放課後	休業日	登校時	下校時	放課後	休業日	登校時	下校時	放課後	休業日	
横断歩道横断中		4	1		2	1							8
飛び出し	1	2	2	2	1								8
自転車乗車中			3	2	2	3			3				13
その他	4			1									5
合 計	5	6	6	5	5	4			3				34

注) 件数は、学校から報告があった交通事故件数

状況の重複が3件あり。

小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程を含む。

(3) 主な対策

ア 通学路の安全点検や「安全マップ」を利用した交通安全指導の実施

イ 「呉市通学路安全推進会議」の設置による組織的・計画的な通学路危険箇所の改善

ウ 「交通安全教室」，「自転車教室」，「小学校入学前の交通安全指導」，「呉こども交通安全推進隊」の実施

エ 児童生徒が自らの命を守る能力を育成するための指導

オ 保護者、地域等と連携した登下校時の見守り活動の実施

カ 校長会、教頭会において、児童生徒の交通事故の状況について情報共有及び児童生徒に対し、具体的な指導をすることの徹底

2 学校事故の状況

(1) 学校事故発生件数

(単位：件)

	小学校	中学校	呉高校	合 計
令和元年度	638	580	81	1,299
令和2年度	522	405	53	980
令和3年度	576	526	47	1,149
令和4年度	494	522	68	1,084
令和5年度	519	521	56	1,096

注) 件数は、日本スポーツ振興センターに災害共済給付を申請した事故件数

小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程を含む。

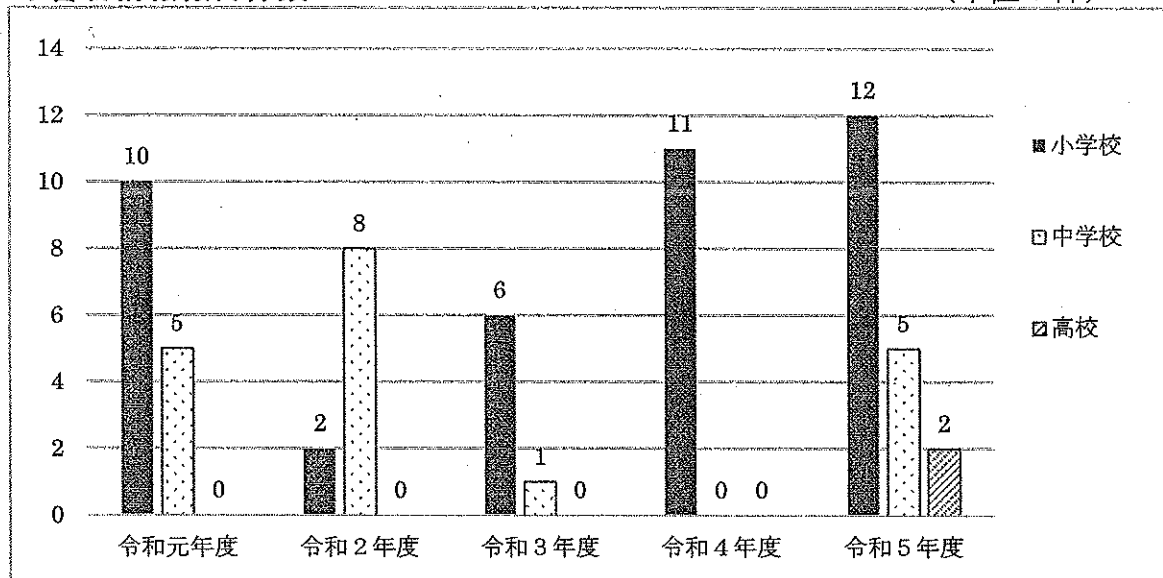
(2) 主な対策

- ア 各学校における学校事故の未然防止に関する対策の推進
- イ 学校事故発生時の危機管理体制の確立

3 不審者の状況

(1) 不審者情報報告件数

(単位：件)



注) 件数は、学校等から提供を受けた不審者情報を市民に向け配信した件数
 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程を含む。

(2) 主な対策

- ア 「地域安全マップ」づくりや防犯教室等による児童生徒の危険予測・回避能力を育成する取組の推進
- イ 登下校の安全指導及び教職員や保護者、地域による見守り活動の実施
- ウ 学校及び警察等との連携による迅速な不審者情報の収集及びメール配信による犯罪の未然防止
- エ 登下校時に、児童生徒が駆け込める緊急避難場所として商店や家庭等を「呉こども110番の家」として登録

教議第 3 1 号

呉市立呉高等学校時間講師任用規則の一部を改正する規則の制定について

呉市立呉高等学校時間講師任用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市立呉高等学校時間講師任用規則の一部を改正する規則

呉市立呉高等学校時間講師任用規則（令和 2 年呉市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第 6 条 略 2 略	(期末手当) 第 6 条 略 2 略 <u>(勤勉手当)</u> <u>第 6 条の 2 時間講師の勤勉手当について</u> <u>は、前条の規定を準用する。</u>

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の呉市立呉高等学校時間講師任用規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 令和 6 年 6 月 1 日が基準日となる勤勉手当の支給日は、改正後の規則第 6 条の 2 において準用する第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、同年 7 月 5 日とする。

（提案理由）

呉市立呉高等学校時間講師の勤勉手当の支給について、所要の規定の整備を行うため、この規則案を提出する。

議案資料 呉市立呉高等学校時間講師任用規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

呉市立呉高等学校時間講師の勤勉手当の支給について、所要の規定を整備するものです。

2 改正の内容

広島県立学校に合わせ、呉市立呉高等学校時間講師の勤勉手当を支給することとし、「第6条の2 時間講師の勤勉手当については、前条の規定を準用する。」を追加します。

3 施行期日

公布の日から施行し、改正後の呉市立呉高等学校時間講師任用規則の規定は、令和6年4月1日から適用します。

【参考】

呉市立呉高等学校時間講師任用規則

(期末手当)

第6条 時間講師の期末手当の基準となる報酬の額は、基準日以前6箇月以内の在職期間における報酬の1月当たりの平均額とし、期末手当の支給対象者は、県立学校の講師（非常勤）の例による。

2 期末手当の支給日は、次の各号における基準日に応じた日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれの日前において、その日に最も近い日曜日又は土曜日でない日）とする。

(1) 6月1日が基準日の場合は6月30日

(2) 12月1日が基準日の場合は12月10日

令和7年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針について

入学者の選抜は、次により呉市立呉高等学校（以下「呉高等学校」という。）の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

1 一次選抜

次により実施する。

(1) 選抜の方法

ア 一般学力検査

(ア) 実施教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の5教科とする。

(イ) 実施時間は、各教科それぞれ50分とする。

(ウ) 配点は、各教科50点満点で、合計250点満点とする。

(エ) 検査問題は、広島県教育委員会が作成する。

(オ) 検査問題は、平成29年文部科学省告示の中学校学習指導要領に準拠した内容とし、次のような点を配慮して出題する。

a 基礎的・基本的な知識及び技能の習得の状況を検査する。

b 知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力及び表現力等を幅広く検査する。

c 外国語（英語）については、放送による聞き取り検査も実施する。

(カ) 高等学校長は、呉市教育委員会と協議の上、呉高等学校の特色に応じ、一般学力検査問題に替えて、自校が作成した検査問題により学力検査を実施することができる。

イ 調査書

(ア) 学習の記録の評定及び合計評点

a 第1学年及び第2学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定する。

b 第3学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を3倍する。

c 調査書の合計評点は、上記a及びbを合計した225点満点とする。

(イ) 特記事項については、選抜の資料として活用する。

ウ 自己表現

(ア) 自己を認識する力、自分の人生を選択する力及び表現する力をみるため

に、個人ごとの面談形式で実施する。

(イ) 実施時間は、1人当たり10分以内とする。

(ウ) 配点は、検査官1人当たり15点満点とする。

なお、高等学校長は、2～3人の範囲内で検査官の人数を定める。

エ 学校独自検査

(ア) 面接、作文、小論文及び実技検査等

高等学校長は、呉高等学校の特色に応じ、面接、作文、小論文及び実技検査等を実施することができる。

(イ) 自校作成問題による学力検査

高等学校長は、呉市教育委員会と協議の上、呉高等学校の特色に応じ、広島県教育委員会が作成する一般学力検査問題に加えて、自校が作成した問題により学力検査を実施することができる。

(2) 合格者の決定

ア 特色枠による選抜

高等学校長は、呉高等学校の特色に応じ、入学定員の50%以内において、次のとおり、合格者を決定することができる。

(ア) 高等学校長は、一般学力検査、調査書及び自己表現の配点の比重を定め、一般学力検査、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

(イ) 一般学力検査及び調査書について、高等学校長は、呉高等学校の特色に応じ、特定の教科のみを活用することができる。また、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

イ 一般枠による選抜

一般学力検査、調査書及び自己表現の配点の比重は6：2：2とし、一般学力検査、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

なお、一般学力検査について、高等学校長は、呉高等学校の特色に応じ、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

ウ 特色枠による選抜を実施した場合、特色枠による選抜により合格者を決定した後、一般枠による選抜により合格者を決定する。

エ 学校独自検査を実施した場合、その結果を選抜の資料に加えて、総合的に判断して決定する。

2 二次選抜

一次選抜の結果、合格者（入学を辞退した者を除く。）の数が入学定員に満たない場合、次により実施する。

(1) 選抜の方法

ア 調査書

(ア) 学習の記録の評定及び合計評点

a 第1学年及び第2学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定する。

b 第3学年の国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術・家庭及び外国語については，それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を3倍する。

c 調査書の合計評点は，上記a及びbを合計した225点満点とする。

(イ) 特記事項については，選抜の資料として活用する。

イ 自己表現

(ア) 自己を認識する力，自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために，個人ごとの面談形式で実施する。

(イ) 実施時間は，1人当たり10分以内とする。

(ウ) 配点は，検査官1人当たり15点満点とする。

なお，高等学校長は，2～3人の範囲内で検査官の人数を定める。

ウ 学校独自検査

高等学校長は，呉高等学校の特色に応じ，学力検査以外の面接，作文，小論文及び実技検査等を実施することができる。

(2) 合格者の決定

ア 高等学校長は，調査書及び自己表現の配点の比重を定め，調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

イ 学校独自検査を実施した場合，その結果を選抜の資料に加えて，総合的に判断して決定する。

3 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

高等学校長は，国語，数学及び外国語(英語)の一般学力検査，自己表現，作文及び面接の結果(学校独自検査を実施した場合は，その結果を加える。)並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。

4 その他

一次選抜における学力検査の結果，自己表現の結果及び調査書の評定は，令和7年度入学者選抜の受検者のうち不合格者について，簡易開示の方法により，呉高等学校において開示する。

令和7年度	令和6年度
令和7年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針 1 一次選抜 (1) 選抜の方法 ア 一般学力検査 イ 調査書 ウ 自己表現 (ア) 自己を認識する力, 自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために, <u>個人ごとの面談形式で実施する。</u> (イ) 実施時間は, 1人当たり10分以内とする。 (ウ) 配点は, 検査官1人当たり15点満点とする。 (略) 2 二次選抜 (1) 選抜の方法 ア 調査書 イ 自己表現 (ア) 自己を認識する力, 自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために, <u>個人ごとの面談形式で実施する。</u> (イ) 実施時間は, 1人当たり10分以内とする。 (ウ) 配点は, 検査官1人当たり15点満点とする。 (略) 3 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜 (略) 4 その他 一次選抜における学力検査の結果, 自己表現の結果及び調査書の評定は, 令和7年度入学者選抜の受検者のうち不合格者について, <u>簡易開示の方法により, 呉高等学校において開示する。</u>	令和6年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針 1 一次選抜 (1) 選抜の方法 ア 一般学力検査 イ 調査書 ウ 自己表現 (ア) 自己を認識する力, 自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために, <u>自己表現カードを活用し, 個人ごとの面談形式で実施する。</u> (イ) <u>自己表現カードの様式は, 広島県教育委員会が作成する。</u> (ウ) 実施時間は, 1人当たり10分以内とする。 (エ) 配点は, 検査官1人当たり15点満点とする。 (略) 2 二次選抜 (1) 選抜の方法 ア 調査書 イ 自己表現 (ア) 自己を認識する力, 自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために, <u>自己表現カードを活用し, 個人ごとの面談形式で実施する。</u> (イ) <u>自己表現カードの様式は, 広島県教育委員会が作成する。</u> (ウ) 実施時間は, 1人当たり10分以内とする。 (エ) 配点は, 検査官1人当たり15点満点とする。 (略) 3 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜 (略) 4 その他 一次選抜における学力検査の結果, 自己表現の結果及び調査書の評定は, 令和6年度入学者選抜の受検者のうち不合格者について, 呉高等学校において開示する。